

所管部課		総務部 文書課	部長	矢吹 勇一
件名		東大和市公印規則の一部を改正する規則について		
		区分	○	1 審議事項
				2 報告事項
関係事項	条例規則	立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業施行規程を定める条例 東大和市組織規則		
	部課機関	企画政策課、生活福祉課、障害福祉課、都市づくり課		
1. 要旨				
<p>立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業の事務が終了したため、立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理審議会の公印を廃止する。また、管守者を実態に合わせるため、本規則の改正を行う。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>①管守者の変更（別表第1中16の項及び17の項） 東大和市福祉事務所長之印及び電算専用福祉事務所長之印の管守者を生活福祉課長から障害福祉課長に改める。</p> <p>②立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理審議会长之印を廃止する。（別表第1中67の項、別表第2中67の項）</p> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 公印を適切に管理することができる。</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
<p>(1) 立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業施行規程を定める条例の廃止（令和5年2月）</p> <p>(2) 文書課において審査済み（令和5年3月）</p>				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
<p>庁議終了後、速やかに改正手続を進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。